

ぎふ・ロード・プレイヤーの手引き

令和2年4月

岐阜県道路維持課

目 次

ぎふ・ロード・プレーヤー早わかり	1
事業実施要領	2
事業実施要領の運用について	4
ボランティア保険について	5
申込兼活動計画書【様式1】	6
協定（例）【様式2】	7
事業実施のお願い	9
年間活動報告書【様式3】	10
活動状況記録表【様式4】	11
表示板の表記・規格（例）【様式5】	12
社会福祉協議会後援申請書【様式6】	13
〃 （活動計画書）【様式7】	14
社会福祉協議会活動報告書【様式8】	15
〃 （活動一覧表）【様式9】	16

ぎふ・ロード・プレーヤー早わかり

■ ぎふ・ロード・プレーヤーの趣旨

ぎふ・ロード・プレーヤーは、地域住民・団体や企業の皆さんの自発的なボランティア活動により、道路の一定区間を皆さんの子供として、定期的に清掃・除草や除雪などの道路の維持管理を行っていただくものです。

また、県や市町村は活動に対して、表示板の設置、ボランティア傷害保険の加入、必要な消耗品等の支援やゴミ処理等のサポートを行います。

なお、このボランティア活動を通じて、地域の皆さん等に道路に愛着を深めていただくとともに、崩壊しつつある地域コミュニティの再生に繋がることを期待するものです。

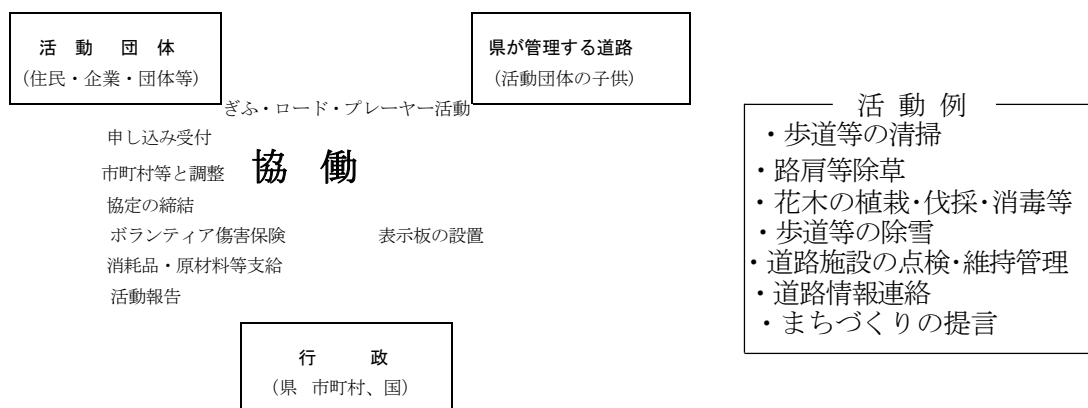
■ アメリカ合衆国生まれのシステム

ぎふ・ロード・プレーヤーは、米国で発祥したアドプト・プログラムをモデルとしています。

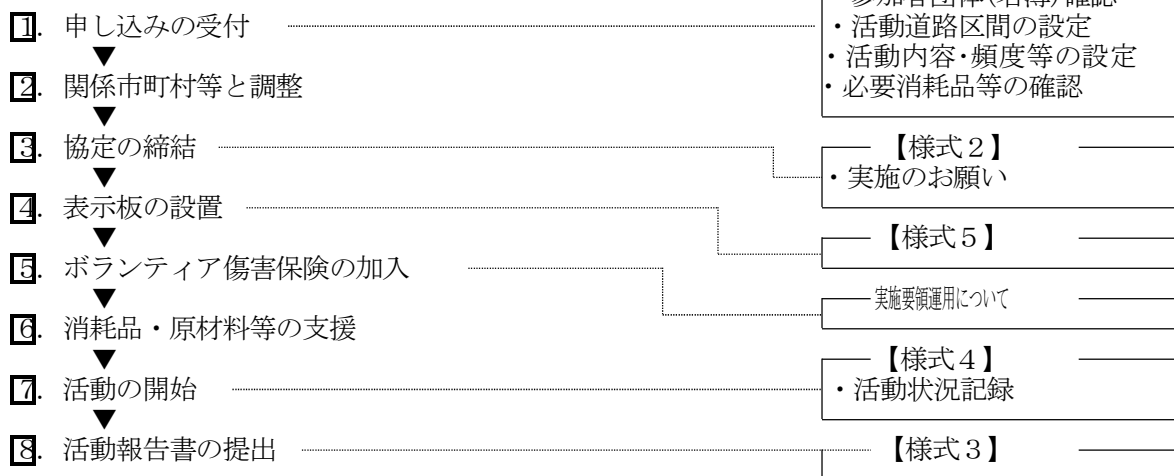
アドプト（養子縁組）制度の原型となるアドプト・ア・ハイウェイ (Adopt-A-Highway) は、道路を「養子」に見立てる新しい道路の清掃・美化作業で、1985年3月に米国テキサス州で始められました。

当時州ハイウェイの散乱ゴミの清掃を行っていた州の交通局が、毎年15%～20%の割合で増え続ける清掃費用に困り、市民に協力を呼びかけました。市民グループや企業の人たちが道路を養子にするという新しい発想のプログラムに賛同し、活動が始まったものです。

■ 活動の仕組み



■ 活動のステップ



■ ボランティア活動との比較

区 分	自主性・自発性	社会性・公共性	責任性	非営利無償性	契約・協定(行政との関わり)	表示板設置
ぎふ・ロード・プレーヤー	○	○	○	○	○	○
ボランティア活動	○	○	×	○	×	×

「ぎふ・ロード・プレーヤー」事業実施要領

(目的)

第1条 住民参加型・協働型の道路の維持管理を進め、地域の道路に愛着を深めてもらうとともに、崩壊しつつあるコミュニティの再生のきっかけづくり等にも資するため、「ぎふ・ロード・プレーヤー」制度を実施するものとする。

(実施団体)

第2条 本制度で活躍いただく方々は、自治会、町内会、商工会、グループ等の地域の住民団体又は企業及びその従業員の団体とし、責任を持って適切かつ継続的に活動いただけるある程度まとまった人員の団体とする。

(活動内容)

第3条 本制度で活動いただく内容は、環境美化（道路美化、花木植栽維持、道路施設清掃等）、道路維持修繕（除雪、簡易な施設維持補修）、道路情報提供（落石、穴ボコ、交通安全施設等の道路情報）、まちづくり提言等とし、具体的な作業内容は第8条の協定書により定めるものとする。

(道路区間の選定)

第4条 土木事務所長は、本制度の趣旨に適した道路区間を選定できるものとする。

(実施団体の募集)

第5条 土木事務所長は、公募等により実施団体を募集するものとし、活動希望団体から申込書兼活動計画書【様式1】を提出いただくものとする。

(実施団体への依頼)

第6条 土木事務所長は、前条の申込書に基づき、市町村長等と協議の上、責任を持って適切かつ継続的に活動を行っていただける実施団体に「ぎふ・ロード・プレーヤー」として依頼するものとする。

(活動道路区間の設定)

第7条 土木事務所長は、前条の依頼に際し、実施団体の意向を十分尊重しながら協議の上、第4条で選定した道路区間に関わらず、当該地域及び団体の特性にあった道路区間について、ある程度まとまった区間で設定するものとする。

2 前項の場合で、道路管理者の異なる道路を同時に設定するときは、当該道路管理者と協議することとし、原則として、県管理道の延長が他道路管理者の道路の延長を超えるものとする。

(協定書の締結)

第8条 土木事務所長は、活動の実施にあたって、実施団体及び市町村長等と協議し、本制度の適切な運用を行うため、協定例【様式2】を参考に協定書を締結するものとする。なお、県管理以外の道路も含め本制度の対象とする場合は、他の道路管理者も連名で協定を締結するものとする。

2 活動期間は、前項の協定書を締結した日の属する年度の翌年度末までとする。但し、更新することができるものとする。

(活動報告等)

第9条 土木事務所長は、実施団体に対し、年度終了後、年間活動報告書【様式3】の提出を依頼するものとする。

2 土木事務所長は、実施団体の代表者等と連絡を取り合い、必要に応じて、現地の活動状況等を活動状況記録票【様式4】により記録しておくものとする。

(活動に対する支援)

第10条 土木事務所長は、【様式1】の3により、活動に際し用具等消耗品、飲料費等消耗品及び草刈機等の燃料が必要であると申し出た実施団体があった場合は、その必要性を審査し、予算の範囲内で支援できるものとする。

2 土木事務所長は、実施団体の活動開始にあたり、ボランティア保険に加入する手続と保険料等を負担するものとする。

(表示板の設置)

第11条 土木事務所長は、実施団体名等を記載した表示板【様式5】を道路管理上支障のない適切な場所に実施団体と協議して設置するものとする。

2 表示板の設置数は、1対象区間につき、原則として1本とする。

(他制度との複合的实施・調整)

- 第12条 住民参加型・協働型の道路維持管理については、本制度とともに、ボランティア活動（ロードサポーター等）と併せて複合的効率的に実施するものとする。
- 2 土木事務所長は、実施団体が活動を行おうとする区間について、既に他のボランティア団体等が美化運動等を行っている区間と重なる場合は、その団体の意見を聞き調整するものとする。

(協働検討)

- 第13条 土木事務所長は、実施団体や市町村等との意見交換を行う場を設けるなどし、本制度の向上について、協働して検討するものとする。

(協定の解除)

- 第14条 土木事務所長は、実施団体が第8条の協定内容に基づく活動をしていないとき、実施団体が協定の破棄を申し出たとき又は実施団体としてふさわしくないときは、必要に応じ、市町村長等の意見を聞いた上で、協定を解除するものとする。
- 2 前項の場合においては、第11条により設置した表示板は撤去するものとする。

(社会福祉協議会の後援)

- 第15条 本制度は、岐阜県社会福祉協議会の後援を受け実施するものとする。
- 2 道路維持課長は、本制度への包括的な後援について、岐阜県社会福祉協議会に対し1年間の活動計画を附して、毎年申請するものとする。【様式6, 7】
- 3 道路維持課長は、後援期間1年の終了後、活動実績を取りまとめ、岐阜県社会福祉協議会へ報告するものとする【様式8, 9】

附 則

この要領は、平成13年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

「ぎふ・ロード・プレーヤー」事業実施要領の運用について

- 1 実施団体（第2条関係）
団体の構成は、「ある程度まとまった団体」としてありますが、実情にあわせて弾力的に運用してください。
- 2 活動内容（第3条関係）
第3条及び【様式2】協定（例）の活動内容例示にかかわらず、実施団体の意見を十分尊重し、活動頻度を含め、必要かつ有効な活動は、協定書に明示して積極的に活動いただくよう運用してください。
- 3 実施団体への依頼（第6条関係）
予想されるゴミ等の量、運搬・引受・処理までを市町村と協議し実施してください。
- 4 活動道路区間の設定（第7条関係）
 - (1) 「ある程度まとまった区間」としてありますが、実情に合わせ弾力的に運用してください。
 - (2) 他道路管理者の道路と県管理道が活動区間に重なった場合は、活動いただく総延長の5割以上が県管理となることを原則としますが、地域の実情に合わせ、弾力的に運用してください。
- 5 活動に対する支援（第10条関係）
活動用具等は消耗品及び原材料とし、予算の範囲内で弾力的に運用してください。
活動用具や飲料水等は消耗品とし、予算の範囲内で弾力的に運用してください。
（飲料水等は、希望する団体に支給することとし、活動用具と同様に消耗品とし購入し支給してください。）
草刈等の活動に使用する機械の燃料は、購入し希望する団体に支給してください。
実施団体に説明の上、土木事務所でボランティア保険には必ず加入してください。
ボランティア保険の種類、保険料、申込み方法等は別紙を参考にしてください。
- 6 表示板の設置（第11条関係）
原則一本としてありますが、実情に合わせ弾力的に運用してください。
- 7 その他
道路使用許可申請については、関係警察署へ相談してください。

ボランティア保険について

1 保険の種類(※)

(1) ボランティア活動保険

掛金は年間1名で、実際に活動する人物の特定が必要です。(登録した人物ではない方が活動を行う場合は、事前の申込みが必要になります。)

活動メンバーを固定して、かつ、年間を通じて活動を頻繁に行う団体には有利となります。

(2) ボランティア行事用保険

掛金は1日1名につき、Aプラン 28円、最低掛金が(20人以下でも)560円となります(※1)。(人数での登録であり、特定の個人での登録を行いません。)

活動メンバーが流動的で、かつ、活動回数が比較的少ない団体に向いています。

※1 掛金は全国社会福祉協議会の最新の手引きで確認のこと

※ 「電動工具を使用する除草」など、行事用保険の対象とならない活動等があることに留意し、各実施団体の活動内容に応じて、土木事務所所在地の市町の社会福祉協議会とどの保険が適切か相談・検討し、上記(1)か(2)のどちらかの保険に加入してください。

2 申込み方法

(1) 土木事務所所在地の市町の社会福祉協議会に問い合わせを行い、所定の申込み用紙を入手し、土木事務所にて記入願います。

記入された用紙を、市町の社会福祉協議会へ申し込んでください

(2) ボランティア行事用保険に加入される場合は、加入依頼書の1枚目、2枚目、5枚目に別紙様式を添付してください。

(団体・グループ名、代表者氏名や加入者名は、土木事務所名としてください。)

3 支払方法

社会福祉協議会への申込みと同時に、振込取扱票が渡されるので、これにより各土木事務所まで振り込んでください。

※1 振込完了までの所要日数を考慮の上、申込み手続きを行ってください。

※2 振込完了日と保険適用開始日が異なる場合がありますので、社会福祉協議会に必ず確認願います。

※3 年度当初から活動を予定している団体に対しては、前年度予算により申込み手続きを行い、活動開始前に保険適用となるよう適切に対応してください。

(別紙様式)

実施団体名			
代表者氏名		電話番号	
代表者住所			
活動場所	一般国道〇〇〇号 〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇町〇〇番地先まで 約 m		
活動月日	平成 年 月 日 ()		
活動内容	(例) 歩道の清掃活動 花の植え替え作業 等		

【様式1】

平成 年 月 日

〇〇土木事務所長 様

(参加団体名)
〒 代表者の住所

代表者名

電話番号

ぎふ・ロード・プレーヤー申込兼活動計画書

記

1 活動場所（活動区間）

- (1) 道路名 県道 ()
国道 ()
市町村道 ()
(2) 場所 〇〇市△△町□□番地先

2 活動計画（予定）

- (1) 活動回数 年間 () 回
(2) 活動予定月日、活動予定人数、活動内容
(下記のとおり)

	活動予定月	予定人数	活 動 内 容
1	月 日 ()		
2	月 日 ()		
3	月 日 ()		
4	月 日 ()		
5	月 日 ()		
6	月 日 ()		

3 支援を受けたい用具等（消耗品・燃料）

竹ぼうき		角スコップ		安全チョッキ		燃料	
ちりとり		丸スコップ		矢印誘導板			
軍手		スノーダンプ		赤・白旗			
スコップ(小)		ビニール手袋		飲料水			

【様式2】

「ぎふ・ロード・プレーヤー」協定（例）

◎◎と〇〇市（町村）と△△国道事務所と岐阜県□□土木事務所長は、〇〇市（町村）内の道路管理について次のとおり協定を取り交わすものとします。

1 目的

道路の清掃、街路樹の維持、除雪等の活動について、地域・企業等の皆さんが実施主体となり、市町村および道路管理者が支援する住民参加型・協働型で道路を維持管理していただくことにより、地域にふさわしい道づくりを進めることを目的とします。

2 対象区域

活動していただく区間は、次のとおりとします。（別添図）

路線名	一般国道□□□号				
区間	〇〇市（町村）〇〇町〇〇番地	から			
	〇〇市（町村）〇〇町〇〇番地	まで	約		m

3 作業等管理の内容

活動していただく内容は、次のとおりとします。

- (1) 歩道等の美化清掃作業
- (2) 歩道等の除雪
- (3) 道路の危険個所の情報連絡
- (4) まちづくり提言
- (5) その他道路に関する意見など
- (6) ○○○○○○

4 道路管理者等の支援

(1) □□土木事務所は、次のとおり支援します。

- ① 皆さんの「表示板」設置
- ② 活動に必要な用具及び飲料水等消耗品の支給
- ③ その他支援が必要と認められる事項

(2) 〇〇市（町村）は、次のとおり支援します。

- ① 回収いただいたゴミの引受処理
- ② ◎◎と□□土木事務所との連絡調整
- ③ その他、支援が必要と認められる事項

5 作業の安全

活動にあたっては、必ずボランティア保険に加入していただきます。
また、交通法令を守り、自己の責任において作業を行っていただき、自己の安全はもちろんのこと、他の通行者等の安全にも十分注意してください。

6 協定の終了及び解除

- (1) 実施団体が協定解除の申し出をされた場合や協定等に定める責任を果たされない場合又は実施団体としてふさわしくないと認められる場合等は、□□土木事務所は、協定を解除させていただきます。
- (2) 実施期間が終了したとき又は協定が解除されたときは、□□土木事務所は、4の(1)の①に基づいて設置された表示板を撤去します。

7 その他

この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じた事項については、その都度3(4)者が協議して定めます。

また、実施団体におかれましては、同時配布する「ぎふ・ロード・プレーヤー事業実施のお願い」を遵守してください。

以上、協定の証として本書3(4)通を作成し、3(4)者各々署(記)名押印し、各自1通を保有します。

平成 年 月 日

住所
氏名 ◎◎会会長 ○○ ○○

住所
氏名 ○○市(町村)長 ○○ ○○

住所
氏名 □□土木事務所長 ○○ ○○

住所
氏名 ○○国道工事事務所長 ○○ ○○

「ぎふ・ロード・プレーヤー」事業実施のお願い

1 申込及び協定締結提出書類について

- (1) 申込書兼年間活動計画書【様式1】を□□土木事務所に提出してください。
また、活動にあたっては、その都度事前に□□土木事務所まで連絡してください。
- (2) 年度終了後は年間活動報告書【様式3】を□□土木事務所に提出してください。

2 活動の安全対策について

- (1) 活動に際しては、安全を第一として、活動開始前に必ず安全の確認と指導を徹底していただき、安全対策・予防策を実施団体で責任をもって行ってください。
なお、万が一に備え土木事務所でボランティア保険に加入させていただきます。
- (2) 参加者を編成されるにあたっては、未成年者等に危険のないよう代表者等の方の監督が行き届くように配慮してください。
- (3) 万が一活動中に事故等が発生した場合等は、応急等対応とともに、速やかに□□土木事務所又は、〇〇市（町村）等関係機関に連絡してください。

3 道路交通への配慮について

- (1) 参加者は、歩行者、自転車等の歩道利用者や自動車等の交通に支障がないように注意して作業を行ってください。
- (2) 参加者は、自家用車等を、道路交通の支障となる場所に駐車しないでください。

4 ごみの処理について

- (1) 参加者は、〇〇市（町村）の分別方法に従って、回収したごみを指定のごみ袋に入れ、定められたとおりに排出してください。
- (2) 持ち運びできないほど大きい、あるいは重いごみ等は、〇〇市（町村）又は□□土木事務所に連絡してください。
- (3) 有害または危険と思われる物質、注射器、点滴針等は、必要最低限の予防措置をとり、直ちに〇〇市（町村）又は□□土木事務所に連絡してください。

5 その他

支援させていただく活動用具、飲料水等は、適切に利用し保管してください。

【様式3】

平成 年 月 日

〇〇土木事務所長 様

(参加団体名)
〒 代表者の住所

代表者名

電話番号

ぎふ・ロード・プレーヤー年間活動報告書

記

1 活動場所 (活動区間)

- (1) 道路名 県道 () 線
 国道 () 線
 市町村道 () 線
 (2) 場所 〇〇市△△町□□番地先

2 活動概要

	活 動 日 時	参 加 人 数	活 動 内 容
1	平成 年 月 日 () 午前・午後 : ~ :	大人 人 子供 人、計 人	
2	平成 年 月 日 () 午前・午後 : ~ :	大人 人 子供 人、計 人	
3	平成 年 月 日 () 午前・午後 : ~ :	大人 人 子供 人、計 人	
4	平成 年 月 日 () 午前・午後 : ~ :	大人 人 子供 人、計 人	
5	平成 年 月 日 () 午前・午後 : ~ :	大人 人 子供 人、計 人	
6	平成 年 月 日 () 午前・午後 : ~ :	大人 人 子供 人、計 人	
○ゴミの処理方法 (市役所、町村役場へ連絡し処分 家庭ゴミとして処理 その他) ○必要な支援 ()			

注1) 可能であれば、作業写真を2枚程度、提出してください。

注2) 記入しきれない場合は、事項が網羅された任意の別紙を利用されても結構です。

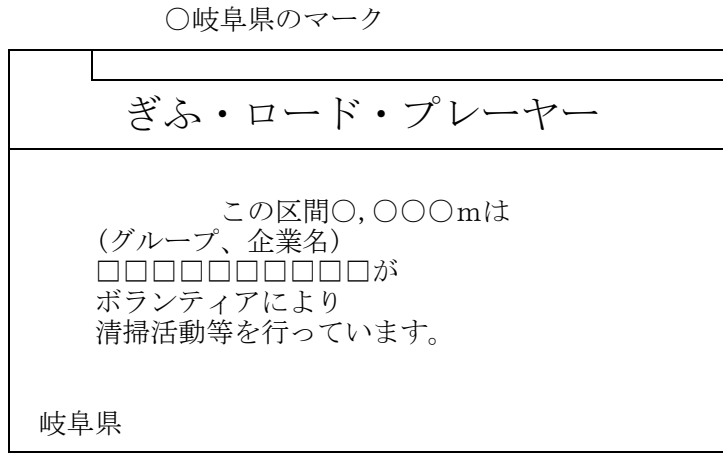
【様式4】

ぎふ・ロード・プレーヤー活動状況記録票

土木事務所・課名	
記入者氏名	
記録対象活動日時	
参加団体名	
代表者の住所	
代表者名	
電話番号	
活動路線名	
活動場所	
活動日時	
写真（デジカメ）	特記事項

【様式5】

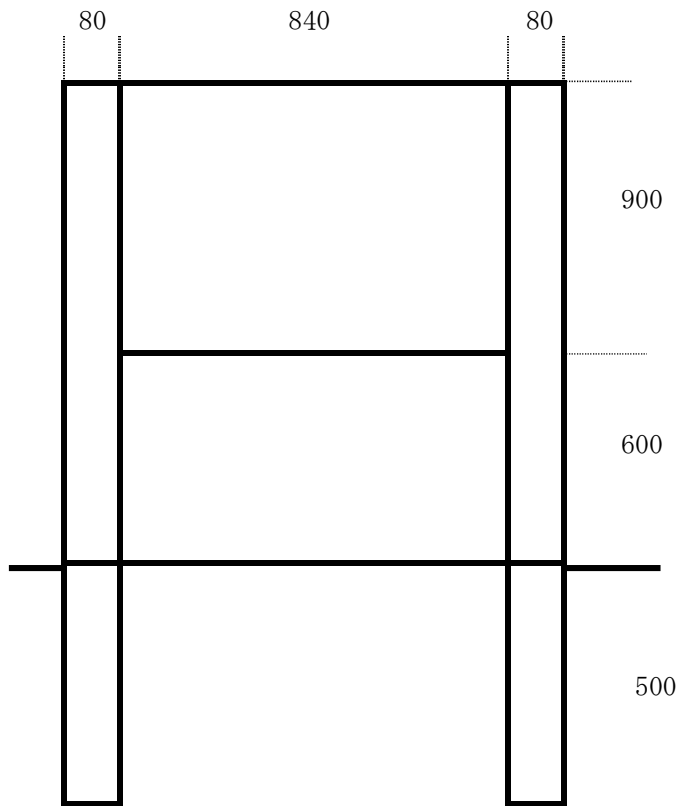
表示板の表記・規格（例示）



○名称

○団体、企業名以外の表示は原則として表示できません。設置場に応じて表記内容を変更することができます。（「この周辺は・・・」、「これより〇〇橋までの間は・・・」等）

○県名



○間伐材の利用を促進してください。

○表示板の規格・仕様は、都合により変更になる場合があります。

○設置場所の状況等により、道路に危険を及ぼさないよう配慮した構造としてください。

○この表示板の日常的な点検は、各実施団体等をお願いします。

【様式6】

第 号
平成 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会長 様

岐阜県県土整備部
道路維持課長

平成〇〇年度ぎふ・ロード・プレーヤー事業に対する包括後援申請について

岐阜県では、県民参加ボランティア事業である「ぎふ・ロード・プレーヤー事業」を実施しております。つきましては、この事業へのご理解とご賛同をいただき、包括的な後援をいただきたくお願い申し上げます。

【様式8】

第 号
平成 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会長 様

岐阜県県土整備部
道路維持課長

ぎふ・ロード・プレーヤー事業の年間活動報告について

貴協議会より後援をいただき、岐阜県にて実施している県民参加ボランティア事業「ぎふ・ロード・プレーヤー事業」について、平成〇〇年度の活動内容を別紙のとおり報告します。

